

8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「令和3年7月31日」となっている「後期高齢者医療被保険者証〔オレンジ色〕」を、1人に1枚お渡ししています。

7月中旬に市町村担当課から、**有効期限令和4年7月31日**と記載された新しい被保険者証〔むらさき色〕をお届けします。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 交付年月日	
被保険者番号	
被保険者	住所
	氏名
	生年月日
資格取得年月日	
発効期日	
一部負担金の割合	
被保険者番号 並びに被保険者の名所及び印	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 徳島県 後期高齢者医療広域連合 印 </div>

新

後期高齢者医療被保険者証

有効期限：令和4年7月31日

なお、令和3年8月1日から令和4年7月31日までの一部負担金の割合（1割又は3割）は、令和2年中の所得に基づき、改めて判定します。**8月1日以降は、古い被保険者証は使えません**ので、受診の際は有効期限を確認し、お間違のないようご注意ください。

○一部負担金の割合の判定方法について

▶ 1割負担となる方

同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満

▶ 3割負担となる方

世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
住民税課税所得	145万円以上	145万円以上の被保険者がいる
総収入の合計額	383万円未満は1割（要申請）	520万円未満は1割（要申請）
	383万円以上は3割（※）	520万円以上は3割

※70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割（要申請）

①後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額減額認定証（オレンジ色）をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下、減額認定証）は、有効期限が「令和3年7月31日」となっています。令和2年度の減額認定証をお持ちの方で令和3年度住民税非課税世帯の方には、7月末までにお住まいの市町村から、8月1日以降に使用可能な減額認定証をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。減額認定証に記載されている負担区分が【区分Ⅱ】に該当する方で、直近12か月の間に入院日数が90日を超えた場合は、申請により食事療養費の標準負担額がさらに減額されます。（ただし、令和2年9月末までは、【区分Ⅱ】の認定証の交付を受けている期間の入院日数に限ります）

※ご注意（長期入院該当）

市町村窓口に入院日数届書を提出して、長期入院該当の認定を受けていないと、標準負担額の減額は受けられません。長期入院該当は、申請の翌月からの適用となりますが、申請日から月末までの食事療養費については、差額支給申請をすると、標準負担額の差額を払い戻しいたします。

②後期高齢者医療 限度額適用認定証（ねずみ色）をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用認定証」（以下、限度額認定証）は、有効期限が「令和3年7月31日」となっています。令和2年度の限度額認定証をお持ちの方で、令和3年度も所得区分が3割負担の「区分Ⅰ・Ⅱ」に該当される方には、7月末までにお住まいの市町村から、8月1日以降に使用可能な限度額認定証をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。